

ホームページ公開に向けた政務活動費連絡会の取組み

1 ホームページ公開の作業を円滑に行うための取組み

令和2年度交付分から適用

○ 支出伝票等の様式変更

会計帳簿と支出伝票に統一した通し番号を記載することとし、支出伝票に会派名を必ず記載することとした。

令和3年度交付分から適用

○ 領収書その他の証拠書類の事前確認

会派及び議員並びに議会局職員の事務作業を平準化するため、令和3年度から新たな仕組みによる支出伝票等の事前確認を試行し、令和5年度から指針等に位置付けて正式実施することとした。

令和4年度交付分から適用

○ 議長提出する証拠書類等の形式

議長提出する証拠書類等の形式を、サイズはA4とし、向きは縦判に統一するなど形式を定めることとした。

○ 議長提出する証拠書類等の写しの枚数の削減

同一経費に係る一定期間の領収書、レシート等をまとめて一つの支出伝票で充当できることを指針に明記することとした。

2 政務活動費の透明性の向上のための取組み

令和2年度交付分から適用

○ 議長提出すべき書類

電話代等の明細書を議長提出すべき書類とすることとした。

○ タクシーの利用区間等の記載

タクシー代に政務活動費を充当する場合は、支出伝票の備考欄等に利用区間及び利用目的を記載することとした。

○ 伝票の備考欄等への記載事項の追加

- ・会議等のテーマ、場所等を支出伝票の備考欄等へ記載することとした。
- ・電車代等の利用区間を支出伝票の備考欄への記載することとした。
- ・金額にかかわらず、資料作成費に政務活動費を充当する場合は資料の作成部数を支出伝票の備考欄等へ記載することとした。

○ 会計帳簿の写しの議長提出

従前から実施している会計帳簿の写しの議長提出について、条例に明記することとした。

令和3年度交付分から適用

○ 議長提出する書類（「政務活動費（県外・国外）支出票」）の様式変更

「政務活動費（県外・国外）支出票」（第1号様式）に調査実施場所における調査の開始時間及び終了時間を記載することとした。また、「結果・報告」及び「経費内訳」の欄を、新たに設けることとした。